

# 主要行等向けの総合的な監督指針（案）の概要

## I. 基本的考え方

- 金融監督の目的は、信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること。
- 主要行等の監督事務に関し、基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の内容も踏まえ、できる限り体系的に整理（本監督指針の策定を受け、事務ガイドラインは廃止）。さらに、銀行持株会社、銀行グループに対する連結ベースの監督、外国銀行支店の監督、銀行業への新規参入等の取扱いについても規定。
- なお、本監督指針は、主要行等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。
- 本監督指針の対象である「主要行等」とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。この他、信託兼営銀行、新規参入銀行、外国銀行支店等については、必要に応じて本監督指針を準用。

## II. 主要行等監督に係る事務処理上の留意点

- ①監督事務の流れ
- ②検査部局等との連携確保
- ③銀行に関する苦情・情報提供等
- ④法令解釈等の照会を受けた場合の対応
- ⑤行政指導等を行う際の留意点
- ⑥行政処分等を行う際の留意点

## III. 主要行等監督上の評価項目

### 1. 経営管理（ガバナンス）

#### 主要行等の経営管理の有効性を検証

- ①代表取締役、取締役及び取締役会の責務
- ②監査役及び監査役会における経営監視機能
- ③内部監査部門の経営監視機能
- ④外部監査の活用
- ⑤外部監査機能と内部監査部門等の連携

### 2. 財務の健全性等

#### 主要行等の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

- ①自己資本の充実
    - 自らのリスク特性に照らした自己資本充実の程度を評価する態勢の整備、自己資本の質についての分析、繰延税金資産の開示 等
  - ②収益性の改善
    - 的確な収益性の分析・評価に基づく業務再構築への取組み、ITの戦略的活用 等
  - ③リスク管理態勢
    - 統合リスク管理、信用リスク管理（大口与信管理、カントリーリスク、早期の不良債権の認知及び健全債権化（産業と金融の一体的再生）を行うため態勢の構築を規定。）、市場リスク管理、流動性リスク管理 等
- （注）なお、信用リスク管理には、これまで、不良債権問題解決のため、金融再生プログラム等で主要行に対して要請してきた事項を集大成。（要管理先の大口債務者に対するDCF法の適用 等）。

### 3. 業務の適切性等

#### 主要行等のコンプライアンス態勢等を検証

- ①法令等遵守
- ②情報開示
  - リスク管理債権の適切な開示（条件緩和債権の規定見直し等）、適正な財務報告がなされるための内部統制システムの構築、利用者に分かりやすい開示 等
- ③利用者保護
  - 与信取引、預金及びリスク商品（投資信託等）の販売に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能、顧客情報管理、プライベートバンキング業務にかかる適切な業務運営の確保 等
- ④システムリスク
  - システムリスク管理体制の不断の見直し、ATMシステムのセキュリティ対策、金融機関間のシステム・ネットワークの利用に係る適切なリスク管理 等
- ⑤システム統合リスク・プロジェクトマネジメント
  - システム統合に係る取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化、システム統合方式に係る経営判断の合理性、十分なテスト・リハーサル体制の構築、実効性のある内部監査・第三者評価 等
- ⑥インターネットバンキング → セキュリティの確保 等
- ⑦海外業務管理 → 海外監督当局に対する適切な対応 等

### 4. 更なる顧客利便の向上等

- ①利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供
- ②企業の社会的責任（CSR）についての情報開示
- ③業務継続体制（BCM）

## IV. 銀行持株会社

銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とし、特に銀行持株会社の監督上留意すべき事項について規定。

## V. 銀行グループに対する連結ベースの監督等

銀行グループに対する監督上の留意事項として、銀行の子会社等の業務範囲やアームズ・レングス・ルール等について規定。

## VI. 外国銀行支店の監督

外国銀行支店の監督上の着眼点として、本店及び支店経営陣による支店経営・業務運営の適正な管理、情報管理態勢の構築、母国監督当局等との連携・情報交換等について規定。

## VII. 銀行業への新規参入等の取扱い

限定的な銀行業務を営む場合、主としてインターネットやATM等の非対面取引を営む場合及び事業親会社が存在する場合に係る銀行免許申請の取扱いや、事業会社、投資ファンドに係る主要株主認可申請の取扱いについて規定。